

令和 5 年 1 2 月 1 日
小山工業高等専門学校

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託に関する公募

1. 企画競争に付する事項

(1) 事業名

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託

(2) 事業の趣旨

独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校飲料等の自動販売機設置及び管理業務は、緊急災害時における飲料等の無償提供並びに学生及び教職員への福利厚生を主たる目的とするものである。

(3) 事業の内容

自動販売機の設置、管理運営

(4) 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、本契約期間満了 3 ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は、更に 1 年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第 4 1 号）第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和 5 年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」又は「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 自動販売機の設置、運営事業について 3 年以上の実績を有し、現在も継続中であること。

(5) 過去 3 年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

3. 業務内容等説明会の開催

(1) 開催日時：令和 5 年 1 2 月 1 8 日（月） 1 3 時 3 0 分

(2) 開催場所：小山工業高等専門学校中会議室

4. 参加表明書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、下記に示す場所へ企画競争参加表明書を持参、

送付又はFAXにより提出すること。

(2) 提出期限

令和6年1月5日（金）17時00分【必着】

5. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書は、紙媒体5部と電子媒体（E-mailも可）を下記に示す場所へ送付又は持参すること。

(2) 提出期限

令和6年1月25日（木）17時00分【必着】

6. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託事業者選定委員会において行う。

7. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。

本件問合せ先

〒323-0806

栃木県小山市大字中久喜771番地

小山工業高等専門学校総務課用度係

電話：0285-20-2113

FAX：0285-20-2881

E-mail：youdo@oyama-ct.ac.jp

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託公募要領

1. 事業名

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託
(以下、「自動販売機設置及び管理業務」という。)

2. 事業の趣旨

本校飲料等の自動販売機設置及び管理業務は、緊急災害時における飲料等の無償提供並びに学生及び教職員への福利厚生を主たる目的とするものである。

3. 事業の内容

飲料等の自動販売機の設置及び管理運営業務

4. 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は、更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、令和11年3月31日までとする。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則(独立行政法人国立高等専門学校規則第41号)第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」又は「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 自動販売機の設置、運営事業について3年以上の実績を有し、現在も継続中であること。
- (5) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

6. 業務内容等説明会の開催

- (1) 開催日時：令和5年12月18日(月)13時30分
- (2) 開催場所：小山工業高等専門学校中会議室

7. 参加表明書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、下記の8.(1)へ企画競争参加表明書を持参、送付又はFAXにより提出すること(別紙記載例1参照)。

(2) 提出期限

令和6年1月5日(金) 17時00分【必着】

8. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒323-0806

栃木県小山市大字中久喜771番地

小山工業高等専門学校総務課用度係

電話：0285-20-2113

FAX：0285-20-2881

E-mail：youdo@oyama-ct.ac.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①提出方法は、紙媒体を5部と電子媒体1部(E-mailも可)を送付又は持参すること。

○送付

- ・簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

○持参

- ・受付時間：平日8時30分～17時00分(12時15分～13時00分を除く)
- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

○E-mail

- ・提案につき送信1回で上記(1)のアドレス宛に送信する。
- ・送信メールの題名は、事業名によること。
- ・添付ファイルは、わかりやすいよう事業者名等を付けて、下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

②電子データについて

- ・電子データを送付又は持参する場合は、CD-R、DVD又はUSBメモリーにて提出すること。
- ・ファイルの形式は、原則として一太郎形式又はワード形式とする。

③その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提出すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先(照会先)を明記すること。
- ・企画提案書は、本要領、企画条件及び審査基準を熟覧の上、提案しなければならない。
この場合において、当該要領等に疑義がある場合は、前記8.(1)に掲げる者に説明を求めることができる。

- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨単位で表記し提出すること。
- ・提案者は、企画提案書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

(3) 提出書類

①企画提案書 5部

- ・A4縦判、横書きとする。
- ・使用する文字の大きさは、11ポイント以上とする。ただし、フロー及び図に使用する際は、この限りではない。
- ・ページ数は制限なし。右下下段にページ番号を付すこと（表紙はページ数に含まないものとする）。フロー及び図についても、これに準じてページ番号を付すこと。
- ・企画提案書表紙は、必ず所定の表紙（別紙様式1）を使用すること。それ以降は、別紙様式2～別紙様式5の留意事項に基づき、明瞭に記載すること。

②その他の添付書類

- ・会社パンフレット・概要（経歴、事業内容及び規模等が分かるもの） 5部
- ・直近3年の各会計年度における決算関係書類（決算報告書の写） 5部
- ・その他提案に際し、必要と思われる資料、パンフレット等 5部
- ・自動販売機の設置、運営事業についての実績一覧 1部
- ・資格審査結果通知書（写） 1部
- ・別紙記載例2-1及び2-2による誓約書 1部
- ・販売する商品により許可が必要な場合、過去の販売及び営業許可証の写し 1部
- ・参考見積書 1部

(4) 企画提案書の無効

企画提案書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ・公告及び本要項に示した参加資格のない者が提出したもの
- ・件名のないもの
- ・下記（5）の提出期限までに企画提案書が本校に到着しなかったもの
- ・虚偽の内容が記載されている提案書（契約締結後であっても虚偽が判明した場合は、契約を解除する。）
- ・その他提案に関する条件に違反したもの

(5) 企画提案書等の提出期限等

期限：令和6年1月25日（木）17時00分必着

提出先：上記（1）に示す場所

(6) その他

- ・企画提案書の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等については返却しない。
- ・本校が必要と認めた場合は、書類の追加提出及びヒアリングを求めることがあるので、応じること。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提出された企画提案書等の内容を審査基準に基づき選考を行う。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり

(3) 選定結果の通知等

- ・選考終了後、7日以内に全ての企画提案者に結果を通知する。
- ・選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整し、契約内容について協議が整った後に契約を締結する。

なお、契約金額については、企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

11. 契約に係る情報の公表

契約者が国立高等専門学校機構と一定の関係を有する者（機構の役員経験者が再就職していること、又は課長相当職以上の経験者が役職等として再就職していること）である場合には、機構から契約者への再就職状況等について公表を行うこととしているので、当該情報の提供に協力すること。

詳細については、以下を確認のこと。

<https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/procurement/230701keiyakukouhyou.pdf>

12. スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 公募開始 | : 令和5年12月 1日 (金) |
| (2) 業務内容等説明会 | : 令和5年12月18日 (月) 13時30分 |
| (3) 参加表明書受付 | : 令和6年 1月 5日 (金) 17時00分【必着】 |
| (4) 公募締切 | : 令和6年 1月25日 (木) 17時00分【必着】 |
| (5) 選考終了 | : 令和6年 2月 8日 (木) |
| (6) 契約予定者の決定 | : 令和6年 2月 8日 (木) |
| (7) 契約締結 | : 選考終了の日から7日以内 |
| (8) 契約期間 | : 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

ただし、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は、更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、令和11年3月31日までとする。

13. その他

(1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、これにより
難い特別な事情が生じた場合は、委託者及び受託者間で協議し、定めるものとする。

(2) 緊急災害時の対応について、本校と「緊急災害時における飲料提供に関する協定書」
を締結すること。

(3) 委託期間の更新

第1期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第1期間経過最終年において事業見直し検証を行い、事業目的、趣旨、実績等を照ら
し、勘案し、特に差し支えがなければ継続して業務委託を行う。差し支えがある場合は
改善を図るよう勧告し、更に改善がみられない場合は再公募することとする。

第2期間：令和9年4月1日から令和11年3月31日とする。

第2期間は、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契
約解除の申し出がない場合は、更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更
新期間は、令和11年3月31日までとする。

(別紙記載例 1)

企画競争参加表明書

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託に関する企画競争に参加します。

令和 5 年 月 日

小山工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 吉井 博幸 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

(担 当 者)
担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E - mail

公募要領 5. (1)、(3) 及び (5) に該当しない者であることを誓約した書類 (参考例)

令和 年 月 日

誓 約 書

小山工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 吉井 博幸 殿

住 所

申請者

商号又は名称

代表者氏名

印

申請者は、令和 年 月 日付けで公募のあった「小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託 一式」の企画公募に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 4 条の規定に該当しない者であること。
2. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 5 条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつ、該当すると認められた後 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）でないこと。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により、一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - (7) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (8) 契約担当役が下記に定める暴力団員等に関係する者でないこと。
 - ① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している法人等
 - ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等
3. 過去 3 年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

(別紙記載例 2 - 2)

令和 年 月 日

誓 約 書

小山工業高等専門学校 殿

住 所	〇〇県〇〇市〇〇〇	
会 社 名	〇〇〇〇株式会社	
代表者名	代表取締役 〇〇〇〇	印

弊社は、「小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託」について、弊社と貴校が委託契約を締結した場合、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則に従い、公募要領、企画条件等を熟知の上、責任をもって委託業務を履行することを誓約します。

整理番号		部番号	
------	--	-----	--

※整理番号は担当部局で記入する。

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託事業

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

社印及び代表者印

担当者氏名
電話番号
FAX番号
E-mail

設置場所一覧表

番号	設置場所	屋内 ・ 屋外	台数	設置スペース面積㎡ (容器回収用ボックスを含む)	販売商品
①	一般・管理棟	屋外	2 台		
②	一般・管理棟	屋内	1 台		
③	一般・管理棟 2 階	屋内	1 台		
④	電気・物質工学科棟	屋外	1 台		
⑤	電気・物質工学科棟 2 階	屋内	1 台		
⑥	専攻科棟	屋外	2 台		
⑦	テニスコート前	屋外	1 台		
⑧	第一体育館前	屋外	2 台		
⑨	学生寮食堂前	屋内	1 台		
⑩	地域イノベーション棟	屋内	1 台		

(注意)

1. 設置スペース面積は、設置する自動販売機及び容器回収用ボックスの面積を記載すること。
容器回収用ボックス面積は、括弧書き () で内書きすること。
2. 販売商品は、商品の種類を記載すること (例えば、飲料、菓子、アイスクリーム等と記載すること)。

【必要条件】

※必要条件①～⑦について説明すること。(複数ページ可)

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力・ノウハウを有していること。
- ④事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑥事業に必要な設備・施設を保有していること。
- ⑦「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を行えること。
(例)
「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を行うことはできます。
詳細は評価項目 資料〇〇ページに記載

【評価項目】

※評価項目①～⑬について説明すること。（複数ページ可）

①緊急災害時の対応

- ・緊急災害時の飲料等の提供方法及び機能を表すこと。
- ・災害時情報発信機能がある場合は具備等の状況や地震や台風等の災害時にライフラインが遮断された場合の供給方法や対応等を説明すること。

②販売管理体制（商品の品質保証、自動販売機の保全等のチェック体制等）

- ・販売商品の賞味・消費期限管理、食品衛生管理体制などについて説明すること。

③販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制

- ・速やかな補充体制が整っているか説明すること。

④自動販売機周辺の清掃及び空き缶等の回収処理方法

- ・処理、リサイクル方法等を説明すること。

⑤クレームに対する対応方法

- ・対応を説明すること。

⑥設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル

- ・省エネ（節電）、環境対応（スクール環境に馴染むデザイン等含む）レベルにより配点するので、詳細を記入すること。設置する自動販売機は、新品、中古を問わない。

⑦商品の種類

- ・どのようなメーカーのどのような種類の商品が扱えるか一覧表等資料で示すこと。
- ・季節による商品の種類も示すこと。

⑧一度に販売設定できる種類の数

- ・一度に販売設定できる種類の数を示すこと。

⑨便益性

- ・機能として備えていれば電子マネー等のキャッシュレス対応

⑩販売手数料

- ・毎月の売上の7%以上を手数料として計上してください。

⑪販売価格

- ・希望小売販売価格の30円以上割り引いた価格を提示してください。

⑫その他自動販売機設置・運営等に関して特筆する提案

⑬その他の提案

- ・上記評価項目以外のアピールポイントがあれば、説明すること。

【評価項目】

※設置物件ごとに条件が違ふ場合は、その項目番号と違いについて説明すること（複数ページ可）。

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件

1. 事業の目的

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務は、緊急災害時における飲料等の無償提供並びに学生及び教職員への福利厚生を主たる目的とするものである。

2. 事業の内容

小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務（自動販売機の種類・設置台数・設置場所等は別紙のとおり）

3. 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は、更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、令和11年3月31日までとする。

4. 禁止事項

- ①たばこ、酒類及び類似品の販売は禁止する。
- ②受託者は、一切の商取引を自らの名義において行うものとし、委託者の名義を使用してはならない。

5. 自動販売機の設置及び維持管理運営

自動販売機の設置運営業者は、自動販売機の設置及び維持管理運営を自らの責任で行うこと。

- ①設置する自動販売機は、省エネ・環境対応のものとすること。
- ②防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ③自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- ④常に販売商品の賞味・消費期限に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。衛生管理及び感染対策については、関係法令等を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は停滞なく手続等を行うこと。
- ⑤販売品の安全確保のため、「食品添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

- ⑥自動販売機のメンテナンス、点検を定期的実施し、故障等が生じないよう配慮すること。
- ⑦販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入、廃棄物の搬出にかかる時間又は経路については、学生・教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入・搬出に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。
- ⑧代金の回収及び釣銭の補充は、自動販売機の設置運営業者が実施すること。また、釣銭について苦情、要望がある場合は、速やかに自動販売機の設置運営業者が対応すること。
- ⑨自動販売機に併設した場所に、販売する容器の種類（缶・ペットボトルなど）に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、自動販売機の設置運営業者の責任で回収すること。
- ⑩自動販売機及び回収ボックスの周辺は、清掃して常に清潔に保つこと。
- ⑪自動販売機の故障等のクレームに対する対応は、速やかに処理することとし、クレームへの連絡先を自販機に明示すること。
- ⑫販売商品は、自動販売機の設置運営業者の提案によるメーカーの物とするが、季節商品や新製品も品揃えに反映させること。
- ⑬販売価格は、希望小売販売価格の30円以上割り引いた価格とすること。
- ⑭販売する商品により関係法令による許可が必要なものは、許可を取ること。
- ⑮自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本校からの要望がある場合には、本校担当者と協議の上、誠意をもって対応すること。
- ⑯販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自動販売機に起因する事故による本校又は第三者への賠償は、自動販売機の設置運営業者の責任において全て行うこと。
- ⑰本校において改修工事を行う時、工事期間中は自動販売機を撤去すること。撤去、設置にかかる費用は受託者が負担すること。

6. 販売手数料

自動販売機の設置運営業者は、四半期ごと、売上高に一定の割合を乗じた販売手数料を本校に納付すること。

- ①自動販売機の設置運営業者は、毎月の売上高及び売上数量を月末締めにて翌月の10日までに本校に報告すること。
- ②販売手数料は、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。

7. 学校財産貸付料

自動販売機設置に伴う土地建物賃貸借料は免除する。

8. 必要経費

自動販売機の設置及び維持管理運営に要する下記費用は、自動販売機の設置運営業者が

全額負担する。

- ①自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移動費等は自動販売機の設置運営業者が負担する。
- ②自動販売機の設置運営業者は、自動販売機設置に伴う光熱水料を本校が指定する口座に期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。
- ③検針のための子メーター、子メーターの取付費、現状回復に係る費用等は、自動販売機の設置運営業者が負担する。
- ④その他自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は、自動販売機の設置運営業者が負担する。

9. 原状回復

自動販売機の設置運営業者は、契約期間が満了したとき又は契約書に基づき契約が解除されたときには、速やかに原状回復すること。

10. その他

①委託期間の更新

第1期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第1期間経過最終年において事業見直し検証を行い、事業目的、趣旨、実績等を照らし、勘案し、特に差し支えがなければ継続して業務委託を行う。差し支えがある場合は改善を図るよう勧告し、更に改善がみられない場合は、再公募することとする。

第2期間：令和9年4月1日から令和11年3月31日とする。

第2期間は、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は、更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、令和11年3月31日までとする。

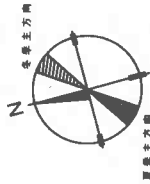
- ②この企画条件に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議する。

自動販売機設置場所等

番号	設置場所	屋内・屋外	台数
①	一般・管理棟	屋外	2 台
②	一般・管理棟	屋内	1 台
③	一般・管理棟 2 階	屋内	1 台
④	電気・物質工学科棟	屋外	1 台
⑤	電気・物質工学科棟 2 階	屋内	1 台
⑥	専攻科棟	屋外	2 台
⑦	テニスコート前	屋外	1 台
⑧	第一体育館前	屋外	2 台
⑨	学生寮食堂前	屋内	1 台
⑩	地域イノベーション棟	屋内	1 台
計			13 台

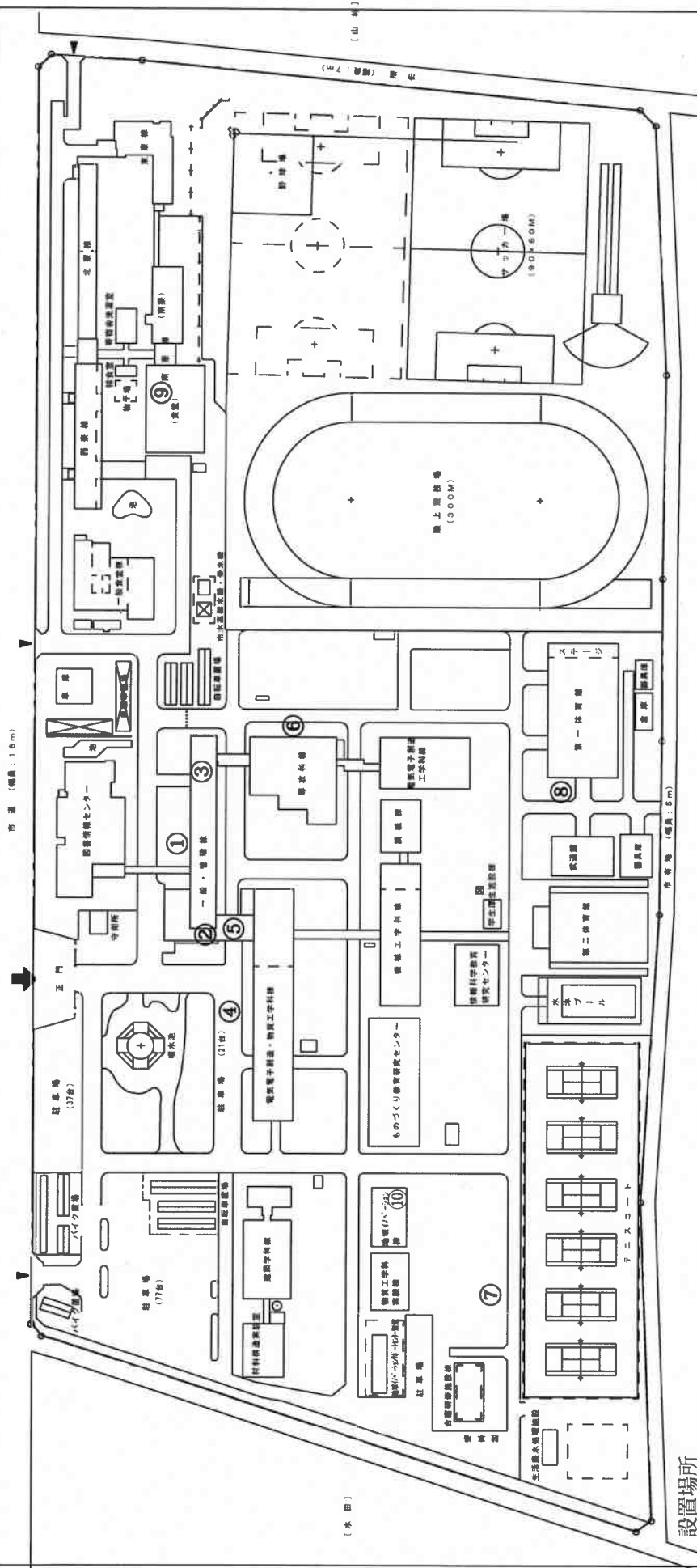
(注意)

1. 設置場所は、別添図面及び本校担当者に確認し指定された場所に設置すること。
2. 設置場所は、利用可能なスペースが限られる場合がありますので設置場所を本校担当者に確認すること。



〔自動車整備工場〕

〔自動車修理工場〕



- 設置場所
- ① 一般・管理棟 屋外2台
 - ② 一般・管理棟 屋内1台
 - ③ 一般・管理棟 屋内1台
 - ④ 電気・物質工学科棟 屋外1台
 - ⑤ 電気・物質工学科棟 屋内1台
 - ⑥ 専攻科棟 屋外2台
 - ⑦ テニスコート前 屋外1台
 - ⑧ 第一体育館前 屋外2台
 - ⑨ 学生食堂前 屋内1台

⑩ 地域イノベーション棟 屋内1台

小山工業高等専門学校 配置図 縮尺：1/2000



事業名	小山工業高等専門学校	配置図	1/2000
-----	------------	-----	--------

※図面の設置場所は、おおよその場所を指定しておりますので、詳細な位置は担当者を確認すること。

自動販売機販売想定数量等

1. 1年間の販売想定数量(令和4年度実績)

①缶・ペットボトル 66,334本

2. 本校の学生及び教職員数(令和5年4月1日現在)

①学生(学科生及び専攻科生) 1,046名

②教職員 115名

計 1,161名

審 査 基 準

1. 採択案件の決定方法

提案された企画について書類審査を行い、下記の「3. 評価方法」により最も評価点の高いものを契約予定案件として決定する。

2. 審査方法

(1) 審査員の構成

審査においては、小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」とする。）委員が審査を行う。

(2) 書類審査による審査

企画提案書に基づき、選定委員会において、書類審査を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料及びヒアリングを求めることがある。

3. 評価方法

企画提案書を総合的に判断し、書類審査によって決定する。

(1) 「4. 必要条件」を満たさない者は不合格とする。

(2) 「4. 必要条件」を満たした者について、「5. 評価項目」を評価し、各審査委員の評価点の合計を平均したものを得点とする。

4. 必要条件

以下については、必要な条件とし、満たすことが出来ない者は不合格とする。

(1) 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。

(2) 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力・ノウハウを有していること。

(4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

(5) 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(6) 事業に必要な設備・施設を保有していること。

(7) 「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を行えること。

5. 評価項目

(1) 緊急災害時の対応（15点）

(2) 販売管理体制（商品の品質保証、自動販売機の保全等のチェック体制等）（5点）

(3) 販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制（5点）

(4) 自動販売機周辺の清掃及び空き缶等の回収処理方法（5点）

(5) クレームに対する対応方法（5点）

(6) 設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル（15点）

(7) 商品の種類（10点）

(8) 一度に販売設定できる種類の数（5点）

(9) 便益性（5点）

(10) 販売手数料（7%を超える手数料1%につき3点加算）

(11) 販売価格（10点）

(12) その他自動販売機設置・運営等に関して特筆する提案（5点）

(13) その他の提案（10点）

業務委託契約書(案)

件名 小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校契約担当役事務部長 吉井 博幸と 受託者 ○○○○○○ との間において、上記の業務(以下「業務」という。)について次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(目的)

第1条 本契約は、本校学生及び教職員に対する福利厚生の実施のために自動販売機を設置し、飲料等を提供することを目的とする。

(設置)

第2条 受託者は、企画提案書の内容を遵守し、委託者の指定する場所(別紙)に自動販売機を設置し、飲料等の販売を行うものとする。

2 設置する自動販売機の設置費用、機器の保守管理、維持及び修理に要する費用は、受託者が負担するものとする。

(設置期間)

第3条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間における本校での自動販売機設置及び管理業務を委託する。

ただし、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者及び受託者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は更に1年間同一条件をもって更新するものとし、最長更新期間は、令和11年3月31日までとする。

(学校財産使用料)

第4条 委託者は、受託者に自動販売機設置のため、無償で使用させるものとする。

(土地使用上の制限)

第5条 受託者は、自動販売機設置のための使用する土地及び建物を他の用途に供してはならない。

2 受託者は、自動販売機設置のために使用する土地及び建物を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(光熱水料)

第6条 受託者が設置する自動販売機の稼働に要する光熱水料は、委託者の請求に基づき受託者が負担する。

2 受託者は、委託者の光熱水料算定のため、使用量検針用子メーターを受託者の負担において設置するものとする。

(販売手数料)

第7条 受託者は、四半期ごと、売上高に別紙1の%を乗じた販売手数料を本校に納付すること。なお、販売手数料の1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 受託者は、毎月の売上高及び売上数量を、月末締めにて翌月の10日までに委託者に報告すること。

3 販売手数料は、委託者が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

(備品等)

第8条 自動販売機設置場所に設置する空き缶等の分別回収容器は、受託者の負担により設置するものとする。

2 分別回収容器の修理・更新等を必要とする場合は、受託者の負担により速やかに実施するものとする。

(自動販売機の移動・撤去)

第9条 受託者は、自動販売機の設置場所の移動、または撤去について、委託者から要望がある場合は、速やかに対応するものとし、移動、又は撤去に要する費用は受託者が負担するものとする。

第10条 受託者は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、設置期間の予定販売手数料の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受託者(受託者が法人の場合であつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受託者は、この契約に関して、第1項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除)

第11条 委託者は、受託者が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 受託者は、正当な理由なくこの契約を解除するときは、設置期間の予定販売手数料の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

(原状回復)

第12条 受託者は、本契約が終了したときは、受託者の経費負担により直ちに自動販売機を撤去し、委託者の指定する期日までに原状回復するものとする。

(損害賠償)

第13条 受託者は、自動販売機に起因する事故等による委託者又は第三者への賠償について、受託者の責任において行うものとする。

2 受託者は、この契約の定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

3 受託者は、委託者が業務上計画的に実施する停電に起因して被る損害賠償の請求は行わない。

(善良なる管理者の注意義務)

第14条 委託者は、本校学生、教職員及び来学者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならない。

(協議事項)

第15条 その他、本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義が生じたときは、委託者、受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、委託者及び受託者は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年2月 日

委託者 栃木県小山市大字中久喜771番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
小山工業高等専門学校
契約担当役事務部長 吉井 博幸

受託者 ○○○○
○○○○
代表取締役 ○○○○

自動販売機設置場所及び売上手数料内訳

番号	設置場所	屋内・屋外	台数	売上手数料(%)
①	一般・管理棟	屋外	2 台	
②	一般・管理棟	屋内	1 台	
③	一般・管理棟 2 階	屋内	1 台	
④	電気・物質工学科棟	屋外	1 台	
⑤	電気・物質工学科棟 2 階	屋内	1 台	
⑥	専攻科棟	屋外	2 台	
⑦	テニスコート前	屋外	1 台	
⑧	第一体育館前	屋外	2 台	
⑨	学生寮食堂前	屋内	1 台	
⑩	地域イノベーション棟	屋内	1 台	
計			13 台	

(参考例)

緊急災害時における飲料提供に関する協定書（案）

独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次の条項によって協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、乙が甲の管理施設内に設置・運営する自動販売機内の在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に本校の学生及び教職員又は地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定は、小山市の区域内における地震その他の災害により重大な被害が発生し、甲の自治体に災害対策本部が設立され又は設立の可能性がある場合は、甲から飲料の提供について要請があったときをもって発効するものとする。ただし、緊急を要し、かつ、通信連絡網が遮断されている場合は、乙に要請をしなくても発効するものとする。

（飲料の提供方法）

第3条 ……（飲料の提供方法を記載する）……

（例）専用キー貸与や乙から職員派遣など自動販売機を開放し、飲料を提供する方法を記載する。

（提供結果の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき、飲料を本校の学生及び教職員又は地域住民等に供した場合は、後日速やかに乙に使用結果を通知するものとする。

（協定期間）

第5条 この協定は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、この協定期間満了3ヶ月前までに甲及び乙いずれからもこの協定解除の申し出がない場合は、同一内容をもって1年間延長するものとし、最延長期間は、令和11年3月31日までとする。

（協議）

第6条 この協定に定めがない事項、あるいはこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年1月 日

甲 栃木県小山市大字中久喜771番地
 独立行政法人国立高等専門学校機構
 小山工業高等専門学校長 堀 憲 之

乙 ○○○○
 ○○○○

(注意)

上記の協定書(案)(参考例)は、小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託の公募に際し、提出された企画提案書に基づき締結しますので、上記の各条項は企画提案書の内容に応じて変更が可能ですが、基本的な事項は変更できませんのでご注意ください。